

令和3年度（第1回）大磯町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和3年6月24日(木)

午後7時から午後8時まで

場 所 大磯町保健センター2階研修室

<開会>

(町長から委嘱状交付)

<町長あいさつ>

(町長あいさつ省略)

<自己紹介>

(会長から順番に自己紹介)

(事務局の自己紹介)

<会長あいさつ>

(会長あいさつ省略)

<諮問書の手交>

(町長が諮問内容を朗読し、百瀬会長へ手交)

<町長退席>

(町長退席)

<議事>

(事務局による資料確認)

【議 長】

本日の出席委員ですが、出席委員は9名です。

出席議員が過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により、会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。

傍聴の方が、いらっしゃったら傍聴を許可します。

事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は、いらっしゃいません。

【議 長】

では、次第に沿って議事をすすめます。

本日の議題は、次第に記載の合計2つということになります。会議を確実に進行させるために各議題の進行時間を予め決めておきます。

議題1で約30分とし、19時45分までには終了したいと考えていますので、よろしくをお願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険の現状について>

【議 長】

それでは、「議題1 大磯町国民健康保険の現状について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料1-1の大磯町国民健康保険の現状について説明いたします。今回の資料でお示しする令和2年度の数値に関しましては、決算作業中であるため、見込数値であることを予めご了承ください。

2ページをご覧ください。総収入額が35億9,529万円、前年度と比べて2億302万円の減となります。全収入に占める保険税収入は、22.7%で、国・県等から交付される特定財源が69.1%、延滞金などのその他の収入が0.8%、残りが繰入金となり、繰入金は全て法定内繰入金になります。

下段にあるのは、支出の状況です。総支出額が35億2,338万円、前年度と比べて2億5,446万円の減となります。一番左にあるのは総務費で、この国民健康保険運営協議会の経費や職員の人件費・保険税徴収のための経費になります。その右の保険給付費が全体の69.2%を占めています。そして、その右横にあるのが、県への納付金となり、全体の28.3%となっています。

3ページをご覧ください。加入者である被保険者数の状況です。令和2年度の平均被保険者数は7,624人で、平成27年の9,441人に比べると、19.2%減少しています。急激に下がっている折れ線グラフは、一世帯当たりの被保険者数です。

4ページをご覧ください。被保険者に占める年齢構成の変化です。徐々に高齢者の割合が高くなり、令和3年3月末時点で、60歳以上が全体の60.7%になっています。

5ページをご覧ください。内容別給付件数の状況です。件数は、1か月を1件として、医療機関ごとに数えます。入院は、月の中であれば、何日入院していても転院していなければ、1件として数えます。通院の場合は、内科でA病院月1回、眼科でB病院週1回、合計4回通っている場合、月間の日数は、5日間になりますが、件数は医療機関ごとに数えるので、合計2件と数えます。平成27年度から令和2年度にかけて、受診件数は下がっていますが、被保険者数が減っているので、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度を除いて1人あたりの年間通院件数は増加傾向にあります。

6ページをご覧ください。入院・入院外・歯科・調剤ごとの給付費の全額の状況です。平成27年度から令和2年度にかけて入院を除いて減少傾向が続いています。

7ページをご覧ください。保険者が負担する医療給付費と高額療養費の推移です。医療給付費の総額は平成27年度から令和2年度にかけて減少傾向が続いていますが、高額療養費は増加しています。

8ページをご覧ください。一人当たり給付費の推移です。

保険給付費総額は平成27年度から令和2年度にかけて減少傾向となっていますが、被保険者数が減っていることから、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度を除いて一人当たり保険給付費が増加しています。

9ページをご覧ください。平成27年度を100とした場合の、被保険者数と、1人当たり保険給付費の状況です。人数は減少している一方で、保険給付費は上昇している状況であり、今後も運営が厳しくなっています。

10ページをご覧ください。国民健康保険税の収納率です。上段が現年分で、平成27年度以降は上昇傾向にあり、令和2年度で95.1%となっています。

中段が滞納分で、本来の納期限に納付がなかった分を翌年度以降に収納しているものです。現年度分に比べ、滞納分の収納率は、かなり低くなっておりませんが、平成27年度以降は上昇傾向にあり、令和2年度で26.5%となっています。

下段が現年分と滞納分を合算したものとなり、全体の収納率は、平成27年度以降は上昇傾向にあり、令和2年度で83.9%となっています。

この収納率の向上が重要と考えられることから、現年の納付忘れと思われる方への電話勧奨を引き続き実施する必要があると考えております。また、口座振替の勧奨についても、強く推進していく必要があると考えられます。

11 ページをご覧ください。特定健康診査受診状況です。年々、被保険者数が減少してきていることからそれに比例して対象者数が減少してきています。今回、事前に送付させていただきました資料では、令和2年度の受診者数が1,688人、受診率が29.8%となっており、年度の横に見込みとさせていただきます。この数値は、前年度と比べて低くなっており、これは新型コロナウイルス感染症の影響により健診受診者数が減少したことが主な原因になります。

特定健康診査の受診率を向上させることで、自身の健康状態に対して関心を持ってもらうと同時に疾病の早期発見に繋げることが可能となると考えられるため、今年度についても引き続き、個別勧奨等を積極的に行っていく必要があります。

12 ページをご覧ください。主な繰入金の推移です。左側にある基盤安定繰入金は、低所得者の保険税軽減に対し、国・県・町で補てんをしている分です。軽減判定所得金額が増えていることもあり、年々、上昇傾向にあります。

右側にあるのは、その他一般会計繰入金です。平成29年度以降については、法定外繰入金を削減することの取組みを実施した結果、繰入額が減少となり、令和2年度では0円になりました。

13 ページをご覧ください。国民健康保険財政調整基金の状況です。平成30年度に神奈川県が保険者に加わってから保険税率の見直しについて検討し、令和元年度以降は税率改正を行っていません。

また、基金の保有額について、神奈川県からの考え方を参考に大磯町国民健康保険運営協議会で審議し、最低保有額を1億円としたことから、基金を取り崩しながら、保険税率の改正を行いませんでした。

その結果、令和3年6月24日時点の基金保有額は9,860万1,122円になります。

資料1-1の説明については、以上になります。

議長、よろしく申し上げます。

【議長】

ただいまの事務局の説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

資料10ページの令和2年度の収納率が高くなっている理由は、

【事務局】

電話勧奨を令和元年度からやっているが、令和2年度からは毎月回数を増やしている。また口座振替の勧奨の効果ではないかと思われる。

【議長】

他に質問が無いようなので、引き続き「議題1の大磯町国民健康保険の現状について」の説明を事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、説明をさせていただきます。

資料1-2をご覧ください。こちらは、国民健康保険税の算定に関する資料です。

2ページをご覧ください。国民健康保険については、医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つに大きく分かれます。この3つを合算して年間保険税額が決定されます。そして、それぞれに所得割、均等割、平等割による積算が行われます。

大磯町では、医療分を所得割、均等割、平等割の3つで積算する3方式を採用し、後期高齢者支援金分

と介護納付金分については、所得割と均等割の2つで積算する、2方式を取っています。

3ページをご覧ください。ここでは、具体的な計算の経過を記載しています。このような世帯の加入があった場合の保険税率の計算方法です。

①は、軽減の判定です。世帯の収入から所得額を計算し、世帯員の人数によって低所得世帯に該当するか判定します。この判定方法は、国による統一基準で判断します。今回の世帯の場合は、軽減該当にはなりません。

なお、令和3年度から地方税法の改正により、給与所得控除及び公的年金控除が10万円引き下げられ、基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられたことから、国民健康保険税の軽減判定において不利益が生じないように、給与所得者及び公的年金等の支給を受ける者の合計数から1を引いた数に10万円を乗じた金額を加えることとなります。

②は、医療給付費分の計算です。医療給付費分は240,200円という事になります。内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の6.2%を掛けて、それぞれ144,460円と1,240円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて73,500円、平等割は、1世帯当たり21,000円になります。

4ページをご覧ください。

③は、後期高齢者支援金分です。104,800円になります。その内訳は、世帯主と妻の所得に所得割の2.8%を掛けて、それぞれ65,240円と560円、次に、均等割額に世帯員の数を掛けて39,000円、平等割はありません。

④は、介護納付金分です。65,500円になります。その内訳は、後期高齢者支援金分と同じで所得割と均等割だけになっています。

⑤は、年税額です。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算したもので年額410,500円になります。

5ページをご覧ください。平成27年度以降の保険税率の応能割分の推移です。大磯町では、財政の安定化の為、平成28年度までは、3年に1回の税率の見直しを行っていましたが、それ以降は毎年検討し、基金を活用することで令和2年度と令和3年度は税率改正を行いませんでした。

医療分の所得割は、平成27年度当時5.6%だったものが徐々に上昇し、今年度は6.2%になっています。資産割については、平成29年度から、廃止されています。後期高齢者支援金分、介護納付金分も医療分と同様に徐々に上昇をしています。

6ページをご覧ください。平成27年度以降の保険税率の応益割分の推移です。医療分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割と平等割の経過です。いずれも平成27年度から上昇傾向にあります。

今回の諮問では、今年度も昨年度と同様に税率についてご審議を頂きたいと考えています。

7ページをご覧ください。保険税率の見直しまでの簡単な流れを記載しています。

①被保険者数の見込みをおこないます。これは、近年の被保険者数の減少傾向を参考に見積もります。

②国民健康保険事業費交付金の対象・対象外区分別の「費用」と「収入額等」の見込を行います。

③県による国民健康保険事業費納付金の算定です。国からの算定係数の提示を受け、市町村から被保険者数や保険給付状況、所得の情報を提出することによって、県が納付金を算定します。

④歳出の総額に対し、どれくらいの歳入額があるのかを差引し、保険税収納必要額を算出します。

⑤昨年度と同様に法定外繰入金削減について検討を行います。納付金システムを運用することで、法定外繰入金を削減し、県下統一保険料にすることが目標になっています。

⑥最終的に国民健康保険税率の見直しが必要となるかの検討です。

今回の諮問では、今年度は税率の改定を行いませんでしたが、昨年度と同様に税率についてご審議を

頂きたいと考えています。

8ページをご覧ください。国民健康保険税の状況及び改正点になります。

1つ目が、令和3年度国民健康保険税の状況になります。国民健康保険税調定額が7億7,198万7,500円、前年度比96.44%、所得割額が5億3,647万8,070円、前年度比93.86%、その内、賦課限度額超過世帯数が121世帯、前年度比85.21%、被保険者数が7,114人、前年度比95.48%、7割5割2割の軽減対象被保険者数の割合が44.77%、前年比102.31%、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による減免をした世帯の内、令和3年度に7割5割2割の軽減をした世帯数は40世帯中17世帯になります。

令和3年度は、賦課限度超過世帯数の減少や割7割5割2割軽減対象被保険者数の増加など、収入が減少していることがわかります。

また、令和3年6月24日時点で、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請も8件提出されており、その内6件が昨年度に申請がなく、新たに申請を行った方であることから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少する世帯がこれからも増える可能性があります。

2つ目が、子どもに係る均等割保険税の軽減措置の導入になります。

令和3年6月11日、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」が交付されました。

そのため、令和4年度から国民健康保険の被保険者の内、未就学児を対象に均等割保険税の5割を公費により軽減することになります。

軽減した保険税については、国が1/2、県が1/4、町が1/4負担し、法定内繰入金である基盤安定制度繰入金と同様の取扱いとなるので、国民健康保険税率の見直しには直接影響しませんがお知らせいたします。

9ページをご覧ください。子どもに係る均等割保険税の軽減措置の導入について、社会保障審議会医療保険部会の資料になります。

10ページをご覧ください。昨年度の会議でも説明した子どもの国民健康保険税の軽減・免除についての報告です。令和3年度においては、33市町村の内、7市町村が軽減や減免を行って賦課をしている状況となっています。また、県内及び国の対応の変更などがあれば、運営協議会で情報提供を今後もしていきます。

参考資料1-2をご覧ください。令和2年度に神奈川県国民健康保険運営方針が見直しされましたので、見直しにあたっての主なポイントについてご報告いたします。

大磯町国民健康保険の現状については、以上になります。議長、よろしく申し上げます。

【議長】

ただいまの事務局説明に質問等ある方いらっしゃいますか。

【事務局】

Withコロナ、アフターコロナの中での生活の形態や、現在の大磯町のワクチン接種状況も情報提供させていただきながら今後の保険税のご審議をお願いします。

速報値になりますが、6月22日時点での65歳以上の接種者数について、11,651名。そのうち1回目の接種者は3,494名、2回目の接種者は1,557名です。

予約について、現在65歳以上の方に接種券を送付している中で、約62%、6,800人程度の方が1回目2回目の予約をしている状況です。7月末までに接種が終わるよう追加で日程や予約枠を調整している状況です。

64歳以下の方については、60~64歳の方が7月の2週目あたりに、12~59歳の方はその翌週に接種券

を発送できるよう準備を進めています。

現在9月までしか予約枠を開設していませんが、今後ワクチンの供給状況によって予約枠を増やしていくことも検討しています。

【議 長】

7月末で65歳以上の方が2回接種を終わりますか。

【事務局】

終わるように予約枠を増やしています。

【議 長】

受けない方は何%いますか。

【事務局】

基本的にすべての方に接種していただきたいですが、現在6割程度が予約をしている状況です。7割いけばいい方だと考えています。

【委 員】

65歳以上の方のワクチンについては確保できていますか。

【事務局】

6月末までに国も供給するとのことで、確保ができます。

【委 員】

64歳以下の人はワクチンの確保がむずかしいですか。

【事務局】

60～64歳の方についてはほとんど確保できています。59歳以下については見通しがたっていないため、用途がつき次第接種会場を確保していきます。

【委 員】

予約の方法について苦情がきているが、問題は発生していますか。予約をとるのが大変で、システムがひどいと思っています。

【事務局】

申し訳ございません。システム改修については検討していますが、現状では今のシステムをそのまま活用していく方向で考えています。また、電話がつながらないという声をいただいておりますので、6月の途中で4回線から6回線に増やし、7月からは10回線に増やして対応をしていますので、以前よりはつながりやすい状況でご予約をいただけるようになっていきます。

今後7月以降になると59歳以下の方が予約をするようになってくるので、ネットの活用も期待ができると考えています。

【委 員】

予約のシステムに関して、ファイザー社のワクチン（1バイアル6回）を使用していますが、1滴も無駄にするなどいわれる状況で、6人1組にならないと予約がとれません。なるべく無駄にしないようにしていますが、それで予約システムが混乱していると思っています。1回目と2回目をセットで同じ機関で予約をとり、2回目をキャンセルすると、次接種できる場所を探すことが大変になっています。また、ファイザー社のワクチンは接種間隔を3週間あけますが、今後、他社のワクチンが流通してくると接種間隔が異なる場合もありますので、勘案していただければと思います。

【委 員】

人口が32,000人程度で125人陽性というのは、全国平均からすると陽性者の割合が高く感じますが、

いかがですか。

【事務局】

二宮町と比べると割合が高いですが、平塚市と比べると同じくらいの割合です。

【委員】

人口 10 万人あたりの陽性数について、県が週単位、市町村ごとに確認しています。一時期陽性数が多い時期がありましたが、最近は改善してきています。

【委員】

若い方に接種券を配布していれば、大規模接種会場でできるのではないですか。

【事務局】

申請をしていただければ接種券を配布しております。現在 100 数件申請があります。

【委員】

自分から言って申請をしないといけないのですね。

【事務局】

現状ではそうなります。

【議長】

コロナの現状を考えて、今後国民健康保険については、諮問書にあるとおり、保険税の見直しについて、協議を重ねることになります。保険税の検討について、事務局ではどのように考えていますか。

【事務局】

今後の国民健康保険運営協議会の予定についてご説明させていただきますので、[参考資料 1-1](#)の 4 ページをご覧ください。

現時点で想定している開催日程は、第 2 回を 8 月、第 3 回を 11 月、第 4 回を 12 月、第 5 回を 3 月としています。

11 月上旬頃に県から示される事業費納付金の試算結果等を事務局で確認した上で、具体的な税率等についてご協議いただき、1 月上旬に示される確定計数を踏まえ、税率の妥当性の判断を年内にしたうえで、答申をいただきたいと思います。

また、保険税率の改定を行うこととなった場合、3 月議会で条例改正を行うという事になります。

【議長】

質問等ある方いらっしゃいますか。

【委員】

税率は上がる方向で考えていますか。

【事務局】

現時点で昨年度より賦課している金額が下がり、基金は 1 億を切っている状態です。そんな中、収納率は維持できているので、決算における清算の結果、どの程度繰越金を基金に積立てられるかによります。

また、今後、経済状況がどのように動いていくかを見て各自治体が保険税を決めていきますが、神奈川県では前年度以前分の事業費納付金の余剰金を使ってしまっているため、令和 4 年度事業費納付金の請求額を抑えるのがむずかしいことから、税率を下げられる要素はないかと考えています。

なお、秋以降に情報提供をしていきたいと思っております。

【議長】

では、議題 1 の大磯町国民健康保険の現状については、ここまでとさせていただきます、次の議題に移ります。最後に「議題 2 その他」になります。事務局からは、何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

特に無いようなので、議事はここまでとして、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

どうもありがとうございます。本日の議事録については、事務局で作成し、後日郵送させていただきますので、届きましたら各委員の皆さままでご確認を頂きたいと思います。

本日の会議は以上になります。次回会議につきましては、8月17日(火)から20日(金)までに実施したいと考えております。ご都合の良い日を机上配布させていただいた用紙に記載していただき、FAX等でご回答を7月9日(金)までにいただきたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了です。皆様どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・ 諮問書
- ・ 令和3年度第1回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・ 資料1-1 大磯町国民健康保険の現状について
- ・ 資料1-2 国民健康保険税の算定について
- ・ 参考資料1-1 大磯町国民健康保険運営協議会について
- ・ 参考資料1-2 神奈川県国民健康保険運営方針の見直しにあたってのポイント